

答申第 575 号

平成 25 年 5 月 8 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 24 年 3 月 30 日付けで諮問された県道整備事業に係る文書公開の件（その 3）（諮問第 626 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、丈量図及び分筆図を公開したことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成23年11月29日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定地番の分筆の際、添付した実測図及び分筆図（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成23年12月15日付けで丈量図及び分筆図を本件請求の対象となる行政文書として特定した上で本件行政文書の全部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成24年2月10日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件請求における文書の特定について

土地分筆申告書には、「実測図及分筆図添付」との記載があることから、記載されている「実測図」及び「分筆図」を請求しているのであり、添付した書類を請求しているのではない。

また、丈量図と実測図は全く異なるものであり、類似書類であるからといって実測図を公開するというのは間違いである。添付されているからそれが実測図であるとするのも間違いである。実測図が添付されていないのならば、本件請求に対する決定は一部公開とすべきである。

(2) 分筆登記に係る実測図の添付について

実測図は分筆登記に欠かせない文書であり、ないはずはない。

4 実施機関（厚木土木事務所津久井治水センター）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

不服申立人から公開請求のあった、特定地番の土地の分筆に関する実施機関が保有する行政文書は、神奈川県（以下「県」という。）が法務局へ当該土地の分筆申告をした申告書及びそれに添付した丈量図及び分筆図であったため、これらを公開する行政文書として特定した。

（2）本件行政文書の公開について

ア 実施機関が保有する法務局へ提出した土地分筆申告書に添付した書類は、実測図と同義である丈量図及び分筆図であり、それ以外の行政文書は保有していないことから、それらすべてを公開した。

イ 土地分筆申告書に添付した実測図という請求に対して、丈量図と書かれた図面を公開するのはおかしいという不服申立人の主張は理解できる。しかし、現実には実測図と同義である丈量図という名称の図面を添付して登記申請をしており、名称が違うという理由だけで文書不存在にするのは条例の原則公開の趣旨に反すると考え、丈量図を含めて全部公開とした。

（3）その他

ア 不服申立人には、関連資料について情報提供を含めすべて提供している。

イ 昭和 37 年当時は、単に形と面積が書かれた図面で登記申請が可能であったため、実測図と丈量図のどちらを添付しても問題がなかった。

5 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件請求対象文書の特定について

ア 不服申立人は、実測図は分筆登記に必要な書類であり、ないはずはなく、仮に実測図が添付されていないのならば、本件請求に対する決定は一部公

開とすべきであると主張している。

一方、実施機関は土地分筆申告書に添付した書類は丈量図であり、当時の分筆登記の申請には問題がなかったと説明している。

イ 本件処分において、実施機関は、本件請求の対象文書は丈量図という名称の図面であると判断したと説明している。

ウ 当審査会において法務局に確認したところ、昭和 37 年当時は、図面の名称は統一されておらず、土地分筆申告書に添付図面として記載された図面の名称と、実際に添付された図面の名称が異なっても不自然ではないことが確認された。

エ したがって、本件請求に際し実施機関は、不服申立人に対し、請求の対象が記載どおりの名称の文書か、それと同一視される丈量図であるかについて確認し、請求対象文書の特定を行うべきであったと考える。しかし、実施機関の説明のとおり、条例の原則公開の精神の下、本件請求の対象となる行政文書として実測図という名称の文書ではなく現に存在する丈量図という名称の文書を特定し、公開したことは首肯できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 4 月 2 日	○ 諮問受理
4 月 9 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 9 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 11 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5 月 29 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9 月 27 日 (第 121 回部会)	○ 審議
11 月 30 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
平成 25 年 1 月 8 日 (第 124 回部会)	○ 審議
2 月 4 日 (第 125 回部会)	○ 審議
3 月 25 日 (第 126 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
柿 崎 環	横浜国立大学教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴 木 敏 子	横浜国立大学名誉教授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀 部 政 男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 25 年 3 月 25 日現在) (五十音順)